移動等円滑化取組報告書(航空機)

(令和5年度)

住 所 沖縄県那覇市泉崎一丁目20番1号 カフーナ旭橋A街区3階

事業者名 日本トランスオーシャン航空株式会社

代表者名 代表取締役社長 野口望

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 航空機を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航 空機	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
1. 機材の更新	・全保有機材の基準適合が完了しており、基準不適合 機材の退役はなし。	既存保有機材について は基準適合が完了して おり、基準不適合機材 の退役はなし。

② 航空機を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める 基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
1. 乗降用設備 を適切に使用 するための教 育の実施	車いす利用者が円滑に乗降できるよう、リフト付きタ ラップの適切な操作に関する教育を継続する。	リフト付きタラップの 適切な操作に関し、教 育訓練や技量維持点検 を継続実施。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
1. 利用しやすい環境づくり	・木製車いすなどの介助支援ツールの配備を進めることで、お客さまの利便性を高める。 ・必要なお手伝いやご要望をあらかじめご登録いただくことでスムーズにご旅行いただける「スペシャルアシスタンス登録サービス」の利用を促進し、ストレスフリーな環境を整える。	・木製車いすの追加配備なスプレイなど、を発表されていたがいけるがであるがは、であるがはできません。 ・ インスをはいるがはなどののでは、 ・ インスをはいるができません。 ・ インスをはいるができません。 ・ インスをした。

2. アクセシブ	移動にバリアを感じているお客さまが楽しめるアクセ	・沖縄本島におけるツ
ルツーリズム	シビリティなどを組み込んだツアーを継続実施する準備	アーにおいて、車いす
の促進	を進め、ツアー全工程でサポートできる環境を整える。	のレンタル対応を実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況		
1. お客さまが 知りたい情報 の確実な提供	・自社Webサイト「お手伝いを希望されるお客さま」専 用ページを改善するとともに情報の更新を行う。	「お手伝いを希望されるお客さま」専用ページの情報を随時更新するとともに電動車いす受託フローを掲載、利便性向上に努めた。		
2. 情報共有に よる不安の解 消	・飛行機での移動に不安を感じている方を対象に、空港 カウンターでの手続きから搭乗までの一連の流れを体験 できるイベント(JAL空港体験プログラム)を継続する。	発達障がいたのある。おまでのある。を表達では、ないの変に、ないないでは、ないでは、できないでは、いいので		
3. 心のバリア フリー促進	・より多くの方が旅に出るためのきっかけを作る(心の バリアフリー)ため、自社媒体に必要な情報などを広く 共有し、さまざまな旅の楽しみ方を提案する。	お客さまに安心してご 利用いただけるサポー ト内容や、旅の魅力や ヒントを伝える情報を 発信。		

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
1. 心のバリアフリーの実践	・JALグループ全社員を対象に、心のバリアフリーを理解するための動画教材を用いた社内研修を継続実施する。	・JALグループ全社員 を対象に社内研修を実 施済み。

お手伝いを希望され るお客さまへの対応を まとめたテキスト「 Special Assistance」を基に、 接遇を担当する予約/ 空港/客室部門におい て、「心のバリアフ リー」の理解ならびに 接遇スキル向上を目的 とした研修を継続実 ・接遇を担当する部門において、国土交通省が定める接 施。 遇研修モデルプログラムを参考としたテキストを更新 し、心のバリアフリーの理解を含め接遇スキルの向上を ・サービス介助士資格 目的とした教育を継続する。 取得者:269名(在籍者 2. 接遇品質(心 309名) ・移動にバリアを感じているお客さまに、安心してご利 のバリアフ 用いただけるよう、全客室乗務員のサービス介助士資格 リーの理解・ 各種手話検定の受検 取得を目指す。 技術・知識)の 促進 ①NP0手話技能検定 向上 ・耳の不自由なお客さまとのコミュニケーション向上の ②全国手話檢定試験 ため、手話資格保持者が講師となり、客室乗務員に手話 手話バッジ保有者 を教える取り組みを継続。新たに機内に特化した対応力 (3級以上):24名 の向上を目指す「JTAチャレンジ手話」の取り組みを開 手話勉強中バッジ 始し、更なる浸透・拡大を目指す。 保有者(4級):13名 バッジ未所有者(5 級):17名 ・JTAチャレンジ手話 の促進(STEP1~5) STEP1:17名 STEP2:14名 STEP3:12名 STEP4: 5名

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空機の利用者に対する広報活動及び啓発活動

STEP5: 3名

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
1. 適正利用を 促すわかりや すい表示	該当なし	該当なし

- (2)移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況
 - ・障がい者が多様な価値を発揮できる社会の実現を目指す世界的な活動である「The valuable 500」のコミットメントに則り、SDG's達成に向けたESG経営の取り組みの一つとしてアクセシビリティを推進する。

⇒SDG'sにおける重点課題の一つとして中期経営計画にアクセシビリティに関する取り組みを明記し、障がい者が社会活動に参加し活躍できる社会づくりを目指して推進中。

・障がいのある社員の積極的な企画への参加を推進する。またお客さまからのフィードバック を商品・サービスに反映。

⇒商品・サービス企画の段階から障がいのある社員が参画。障がい当事者としての意見を集 約して反映し、商品開発や新しいサービスに従事し活躍している。

(3,) 報告書の公表方法
\	U.	

お手伝いを希望されるお客さま専用ページ上でPDF版とテキスト版を公表。

(4)	その他

II 航空機の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

事業の用に供している航空に機数 会席数が30以上の航空機数 可動式ひじ掛けのある説価を備えた説価を備えた説価を備えた。 対象のした航空機数 要権を備えた機数 以上の航空機数 で機数 一型便所を備えたが、型便所を備えたが、型で機数。 対象の記で機数。 対象の記では、 対象の記述、 対象の記では、 対象の記述、 対象の記述、 対象の記述、 対象の記述、 対象の記述、 対象の記述、 対象の記述、 対象									\ I
いる航空 機数	事業の用	公共交通移	客席数が30	可動式ひじ	運航情報提供	客席数が60	車椅子を備え	通路が2以上	障害者対応
機数 適合した航空機数 数	に供して	動等円滑化	以上の航空	掛けのある	設備を備えた	以上の航空	た航空機数	の航空機数	型便所を備
空機数	いる航空	基準省令に	機数	航空機数	航空機数	機数			えた航空機
	機数								数
14機 14機 14機 14機 14機 14機 機 機		空機数							
14機 14機 14機 14機 14機 14機 機 機									
14機 14機 14機 14機 14機 14機 機 機									
14機 14機 14機 14機 14機 14機 機 機									
14機 14機 14機 14機 14機 14機 機 機									
14機 14機 14機 14機 14機 14機 14機 機 機									
	14機	14機	14機	14機	14機	14機	14機	機	機

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1)	過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2)	過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、	
か		
	つ、以下のいずれかに該当する。	
	①中小企業者でない。	
	②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社	
に対		
	し50%以上出資している中小企業者である。	

(第12号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に 適合し

ている航空機の数を記入すること。

- 2. 可動式ひじ掛けのある航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第64条の
 - 基準に適合しているものの数を記入すること
- 3. 運航情報提供設備を備えた航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省 令第66

条の基準に適合しているものの数を記入すること。

- 4. 車椅子を備えた航空機数の欄には、客席数が60以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第65条の 基準に
 - 適合しているものの数を記入すること
- 5. 障害者対応型便所を備えた航空機数の欄には、通路が2以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令 第67条

の基準に適合しているものの数を記入すること。

- 6. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
- 7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
- 8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。